

公 告

分任契約担当官
自衛隊青森地方協力本部長
岡村 正彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4N5010201020		4N501A00020 0001						
品名 または 件名								
キーボード ほかに184件								
部品番号 または 規格								
サンワサプライSKB－SL17又はBUFFALO BSKBU14BK又は同等品以上（他社製品含む）								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
3.00	UN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
青森地本								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和6年12月13日（金）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の買受」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊青森地方協力本部（青森市長島一丁目3番5号青森第二合同庁舎）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年11月8日（金）10時00分 自衛隊青森地方協力本部

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争入札参加資格

- ア 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- エ 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 資本関係がある場合
- 次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、bについては子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。
- a 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係がある場合
- 次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
- a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会社参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者

をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) a及びbに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

オ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)における競争参加地域で東北が有効であること。

キ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被補佐人または被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

ク 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ケ 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書に必ず誓約すること。

コ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。

サ 入札後契約を終結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(2) 郵便入札受領期限

令和6年11月7日(木)15時までに、本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、郵便入札の際は、事前に担当者に連絡するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

(3) 保証金等

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：免除

ウ 違約金

(ア) 落札者が契約終結に応じない場合には、違約金として落札金額の100分の5以上の金額を徴収する。

(イ) 契約者が契約を履行しない場合は、違約金として契約金額の100分の10以上の金額を徴収する。

(4) 落札決定方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格から消費税相当額を差し引いた金額の範囲内で、最低入札金額をもって申し込みした入札者を契約の相手方とする。(消費税抜きの総額にて決定する。)

ウ 同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、応札者が不在の場合は契約業務に関係ない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(5) 入札の無効

ア 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 入札金額、入札者氏名及び押印又は担当者氏名及び連絡先が判明しがたいもの。

ウ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 契約書の作成

ア 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成提出する。ただし、契約金額が50万円以上150万円未満の場合は請書とする。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の消費税相当額を加算した金額(税込価格)とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

ウ 契約書に適用する特約条項は「駐屯地用標準契約書物品売買契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(7) 同等品申請について

同等品により入札を行う場合は「同等品判定依頼書」を提出して官側の承認を得ること。

(提出期限 令和6年11月5日(火)12時まで 青森地方協力本部会計班)

(8) その他

ア 電報・電話による入札は認めない。

イ 入札日時に遅れた者の入札は認めない。

ウ 入札参加者は、資格審査決定通知書の写し(令和4・5・6年度)を入札開始前までに提出すること。(FAX可)

エ 代表権の無い者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。

オ 第1項に示す誓約事項は、東北方面会計隊のホームページで確認すること。

カ 入札書に「当社(個人の場合は私、団体の場合は当団体)は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載すること。

キ 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を確認のうえ入札見積いたします。」と記載すること。

ク 問い合わせ先：〒030-0861 青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎2階
自衛隊青森地方協力本部 会計班 担当者 市平
TEL 017-776-1594
FAX 017-776-1605